

白井市自転車等駐車場定期利用申請要領

令和8年度(2026.4.1～2027.3.31)ご利用分

令和8年度ご利用分の白井駅・西白井駅前駐輪場の定期利用の申請要領です。

定期利用申請は年間を通して随時受付していますが、各駐輪場には許容台数がありますので、新年度から利用される方は、早めにお申し込みください。

なお、自動更新ではありませんので、現在、定期利用されている方も申請が必要となります。

利用期間

- 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（月極はありません）

●市ホームページにも申請要領を掲載しています



●※電子申請ページへもこちらからアクセスできます

利用制限

- 1人1台1駐輪場の申請に限ります。

※同一の方で、自転車と原動機付自転車の申請をすることはできません。
また、許可された駐輪場以外への駐輪はできません。

- 原動機付自転車の利用範囲は、**白ナンバーのみ**となり、**白井駅は第3駐輪場、西白井駅は第1・第2駐輪場**が利用可能な駐輪場となります。

申請方法等

所定の申請書に必要事項を記載の上、以下の申請期間中に受付場所へお申込みください。

なお、**先行受付期間内に提出された申請を優先して駐輪場を決定しますが、申請状況により第1希望の駐輪場が利用できない場合がありますので、できるだけ第3希望まで記入してください（記載がない場合、駐輪場の利用には、再度の申請が必要となります）。**

●申請期間

【先行受付期間】令和7年12月1日（月）から12月12日（金）まで（郵送の場合は必着）

※この期間内の申請は、駐輪場ごとの許容台数を超えた申請があつた場合には抽選を行い、外れた場合には第2希望の駐輪場を自動的に決定します（先着順ではありません）。

※この期間内のみ、市内駅や各駅前のセンターに申請書の「臨時受付ポスト」を設置します。ポストに申請書を投函することで受付となります。

【随時受付期間】令和7年12月15日（月）から随時

※先行受付期間終了後、空きがある駐輪場について、先着順により受付します。

- 申請方法 ※下記いずれかの方法によりお申込みください。※申込方法により受付できる期間が異なります。

申込方法	期間	申込場所等	受付時間等
① 『臨時受付ポスト』への投函 ※先行受付期間のみ	12月1日(月) ～ 12月12日(金)	『白井駅』及び 『西白井駅』改札内	北総線営業時間内 ※最終日は午後5時まで
		『白井駅前センター』及び 『西白井複合センター』内	AM8:30～PM5:15 ※月曜日・祝休日を除く ※最終日は午後5時まで
② ちば電子申請サービスによる申請	12月1日(月) ～ 2月15日(日)	※インターネットを通じてのお手続きです。利用には必要な動作環境を備えた環境が必要となります。詳細は市ホームページをご覧ください。	終日可能 ※サーバーメンテナンス等で利用できない場合があります。
③ 郵送による申請	12月1日(月) ～ 随時受付	(送付先) 〒270-1492 白井市復1123 白井市役所 都市計画課 駐輪場申込窓口	※先行受付期間は期限 日必着となります。 ※メール・FAXによる申請は できません。
④ 市役所窓口での申請	12月1日(月) ～ 随時受付	白井市役所 東庁舎2階 都市計画課 交通政策班	AM8:30～PM5:15 ※土・日・祝休日を除く

駐輪場料金

- 使用料金は下表のとおりです。

利用区分		市内在住者		市外在住者	
※令和7年4月1日基準		自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
定期利用 (年間)	一般	4,000円	6,000円	8,000円	12,000円
	高校生以下	2,000円	3,000円	4,000円	6,000円
一時利用(24時間まで)		100円	200円	100円	200円

- 使用料の免除について

次のいずれかに該当する方は、使用料が免除されますので、「使用料減免申請書」及び以下に該当することを証する書類（手帳等）の写しを申請書に添付してください（電子申請の場合は証書類のデータを添付していただくか、市役所へ持参又は郵送により提出して頂く必要があります）。

- ・法令等に基づき、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている者
- ・児童扶養手当法に基づき、市内に在住している児童扶養手当を受給している者及びその対象となる児童

駐輪場（定期利用）ご利用までの流れ

STEP① «申請書の提出» (利用を開始する日の10日前まで)

- ・表面の申請方法等によりお申し込みください。
- ・駐輪場の許容台数を超えた場合は第2希望以降の駐輪場の利用となる場合がありますので、お早目にお申し込みください。

STEP② «使用料金のお支払い» (「納入通知書」到着後～納期限まで)

- ・申請書を市で確認後、利用する駐輪場をお知らせするとともに「納入通知書」を送付します。
- ・納入通知書に記載の期限までに、納入通知書裏面に記載の金融機関でお支払いください。

※希望する駐輪場が許容台数を超えており、第2希望以降の駐輪場となっている場合がありますので、お支払い前に必ずご確認ください（希望に沿わなかったことを理由に使用料金の返金はできません）。

STEP③ «定期利用許可標（ステッカー）の自転車等への貼付け»

- ・市で使用料金の納入確認後、定期利用の「許可証」及び「許可標（ステッカー）」を申請者に送付します。
- ・送付された許可標（ステッカー）を自転車等の後輪部の見えやすい位置に貼り付けてください。
- ・許可証（名刺サイズ）は、定期利用の証明となりますので、駐輪場利用時には携帯してください。

STEP④ «定期利用開始» 令和8年4月1日～

※ルールやマナーを守って気持ちよく利用しましょう。

駐輪場定期利用にあたっての主な注意事項・ルール

- 駐輪場内は禁煙です。
- 駐輪場内において生じた損害、盗難等に関し、市は一切責任を負いません。
- 盗難等を防止するため、車両への施錠（二重ロック）等必要な措置をしてください。
- 駐輪場内では自転車等を押して通行し、ラック・区画内にきちんと停めてください。
- 発火性・引火性等のある危険物の持ち込みや、ごみなどを放置・散乱させないでください。
- 駅側から間を空けず駐輪し、管理人の指示に従ってください。
- 住所の変更や自転車等の買い替え、駐輪場を利用しなくなったとき等は、速やかに届け出してください。
- 無許可または許可された駐輪場以外への駐輪などについては、撤去などの措置をとります。

問い合わせ先

白井市役所 都市計画課 交通政策班「駐輪場定期利用」窓口 電話：047（492）1111